

自然環境局 説明資料

第 59 回総合政策部会
(平成 23 年 5 月 11 日)

目次

1. 生物多様性に関する施策について	
(1) 生物多様性に関する施策の枠組み	… 1
2. 生物多様性を社会に浸透させる取組	
(1) 生物多様性に関する地方公共団体や民間の取組促進	… 3
(2) 自然とのふれあいの推進	… 4
3. 地域における人と自然の関係を再構築する取組	
(1) 里地里山の保全・活用	… 4
(2) 地域における多様な主体の連携	… 4
(3) 野生生物の保護・管理について	… 6
4. 森・里・川・海をつなぐり確保する取組	
(1) 生態系ネットワークの形成に関する取組	… 8
(2) 自然再生の推進	… 8
(3) 海洋生物多様性の保全	… 9
(4) 自然公園等の制度について	… 9
5. 地球規模の視野を持って行動する取組	
(1) 生物多様性に関する国際的取組	…12
6. その他の取組	
(1) 国民公園等	…15
(2) 飼養動物の愛護及び管理について	…15
(3) 温泉の保護、災害防止及び適正利用について	…16

1. 生物多様性に関する施策について

(1) 生物多様性に関する施策の枠組み

(ア) 生物多様性とは

- 生物多様性とは、地球上の生物が様々な環境に適応して相互に関係を持ち、多様に存在していることを意味する。
- 生物多様性は人類を含む全ての生命の生存基盤を整えるとともに、豊かな文化の根源となるなど、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしており、その保全と持続可能な利用の確保が重要。

(イ) 生物多様性基本法

- 平成 20 年 5 月に、「生物多様性基本法」が与野党共同提案の議員立法により全会一致で成立、同年 6 月に施行。
- この法律では、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則や国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにし、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本施策を規定。

(ウ) 生物多様性国家戦略

- 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る政府の施策を体系的に取りまとめたもの。
- 平成 7 年に生物多様性条約に基づく最初の国家戦略を策定し、平成 14 年、平成 19 年に改定。その後、生物多様性基本法においても国家戦略の策定が規定されたことから、昨年 3 月に同法に基づく最初の国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定。
- 同戦略では、2050 年までの中長期目標と 2020 年までの短期目標を設定するとともに、昨年 10 月の COP10 の日本開催を踏まえた国内外の施策を充実・強化。
- 今後、COP10 で採択された愛知目標をふまえ、平成 24 年中に同戦略を見直し。

生物多様性国家戦略2010の概要

平成22年3月16日閣議決定

第1部：戦略

生物多様性とは—3つの多様性—

生態系の多様性
干潟、サンゴ礁、森林、草原、湿原、河川 など

種(種間)の多様性
地球上の推定生物種数 500万種～3000万種

種内(遺伝)の多様性
アサリの貝殻の模様は千差万別

【重要性】いのちと暮らしを支える生物多様性

生命の存立基盤
・酸素の供給
・気候の安定 など

有用性の源泉
・食物、木材
・遺伝資源
・バイオフィーマー※ など
※ 生物の形態や機能を模倣したりヒントを得て、技術等に利用すること

豊かな文化の根源
・郷土料理
・祭り・民謡 など

安全・安心の基礎
・災害の防止 など
例)サンゴ礁は波浪や浸食被害を和らげる

【課題】生物多様性の危機

第1の危機 人間活動による生態系の破壊 種の減少・絶滅

第2の危機 里地里山など人間の働きかけの減少による影響

第3の危機 外来生物などによる生態系のかく乱

地球温暖化による危機 多くの種の絶滅や生態系の崩壊
例: IPCC第4次評価報告書 全球平均気温が1.5～2.5℃上昇すると… 世界の動植物種の20～30%の絶滅リスク上昇の可能性

【目標】

中長期目標(2050年)
・人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現
・生物多様性の状態を現状以上に豊かなものに
・生態系サービスの恩恵を持続的に拡大

短期目標(2020年)
生物多様性の損失を止めるため、2020年までに
・生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大
・生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
・生物多様性の社会への浸透、新たな活動の実践

【長期的視点】100年先を見据えたグランドデザイン

生物多様性から見た国土のグランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示
奥山自然地域 里地里山・田園地域 都市地域 河川・湿原地域 沿岸域 海洋域 島嶼地域

【4つの基本戦略】

- I 社会への浸透
生物多様性の社会への浸透、地域レベルの取組の促進・支援 など
- II 人と自然の関係の再構築
希少野生動植物の保全施策の充実、自然共生・循環型・低炭素社会の統合的な取組の推進 など
- III 森・里・川・海のつながりの確保
海洋の保全・再生の強化 など
- IV 地球規模の視野を持った行動
COP10の成功、SATOYAMAイニシアティブの推進、科学的な基盤の強化、科学と政策の接点の強化、経済的視点の導入、途上国の支援 など

第2部：行動計画

・約720の具体的施策 ・35の数値目標

2. 生物多様性を社会に浸透させる取組

(1) 生物多様性に関する地方公共団体や民間の取組促進

- 現在、地方公共団体では、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定を進めており、平成23年3月現在、10道県6市で策定されている。今後も地域生物多様性保全活動支援事業等を通じて、生物多様性地域戦略の策定を始めとした保全活動を支援。
- 平成21年8月、企業等の事業者が生物多様性に配慮した取組を実施する際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定し、また、COP10開催を契機に経済団体が連携して設立した「生物多様性民間参画パートナーシップ」とも連携を進めてきたところ。
- 2011年以降の10年間は「国連生物多様性の10年」に定められたことから、国内委員会を設立し、経済界、NGO、地方公共団体等、多様な主体の取組をサポートしながら、愛知目標の達成に向けた国内気運を高めていく。

生物多様性地域戦略

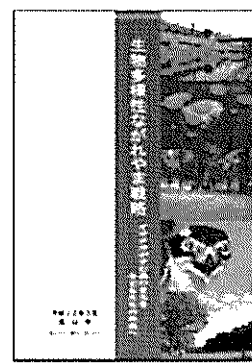
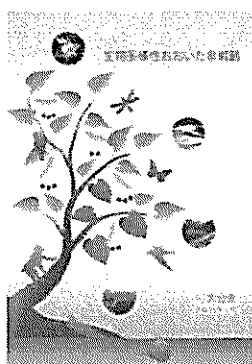
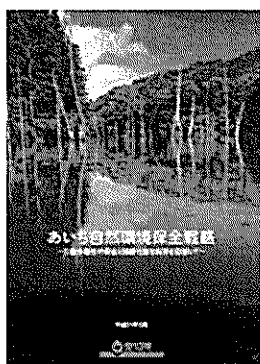
平成23年3月末現在の生物多様性地域戦略策定済み自治体

都道府県(10道県):

滋賀県(19年3月、21年2月)、埼玉県(20年3月)、千葉県(20年3月)
愛知県(21年3月)、兵庫県(21年3月)、長崎県(21年3月)
北海道(22年7月)、栃木県(22年9月)、熊本県(23年2月)、大分県(23年3月)

市町村(6市):

北九州市(17年9月)、千葉県流山市(22年3月)、岐阜県高山市(22年3月)
名古屋市(22年3月)、神戸市(23年2月)、さいたま市(23年3月)



(2) 自然とのふれあいの推進

- 自然に親しむ行事など自然とふれあい、生物多様性への理解を深める機会や情報の提供とともに、自然公園指導員など自然とのふれあいを支える人材を育成。
- エコツーリズム推進法（平成 20 年 4 月施行）に基づき、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動（エコツーリズム）を推進。
- 国はエコツーリズムに取り組む地域に対し、助言などにより支援するとともに、エコツーリズムの普及・定着に努めている。同法に基づき、埼玉県飯能市が全体構想の認定を受けている。

3. 地域における人と自然の関係を再構築する取組

(1) 里地里山の保全・活用

- 里地里山は、農林業など長年にわたる人間の働きかけを通じて、特有の二次的な自然環境が形成され、多くの野生生物が生息・生育する生物多様性の保全上重要な地域。
- 人口の減少や高齢化の進行により人間の働きかけが縮小撤退し、生物の生息・生育環境としての質の低下が懸念されているところ。
- 全国の特徴的な里地里山の保全・活用の事例について調査・分析し、活動の継続・促進のための技術支援を実施するとともに、平成 22 年 9 月に策定した「里地里山保全活用行動計画」の実施を促進し、多様な主体による保全活用の国民的運動の展開を図る。

(2) 地域における多様な主体の連携（生物多様性保全活動促進法）

- 環境省では、地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法案を、農林水産省及び国土交通省との共管で検討してきたところ。
- 本件については、平成 22 年 10 月に閣議決定し、その後の臨時国会において成立（12 月 3 日）、12 月 10 日に公布された。本年秋頃に予定している施行に向け、基本方針の検討など各種作業を進める。

生物多様性保全活動促進法について

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)

趣旨・背景

◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
- 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
- 外来種の侵入による生態系の攪乱



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食

◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法（平成20年）の制定
- 生物多様性条約COP10の開催（愛知県名古屋市）



里山における
竹林の伐採

地域における多様な主体の有機的な連携による
生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要

制度の概要

◆ 基本方針の策定

- ・環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による
地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成について提案
- ・自然公園法等の許可等に係る行為については、
環境大臣又は都道府県知事の協議・同意。
- ・地域連携保全活動計画の作成や
実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、
自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置



地域連携保全活動
(希少種の餌場となる水辺の整備)

◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

- ・関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のため意見の聴取

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

- 土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

施行期日

公布日（平成22年12月10日）から起算して1年以内（基本方針は公布日）

(3) 野生生物の保護・管理について

(ア) 希少野生動植物の保護・管理

○ 人間活動による生息・生育地の破壊や減少、さらに乱獲や外来生物による生態系の攪乱等により、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しているところ。このため、種の保存法に基づき、

①保護対象種の捕獲・譲渡等の規制

(国内希少野生動植物種：87種、国際希少野生動植物種：698種類)

②生息地等保護区の指定(9地区)

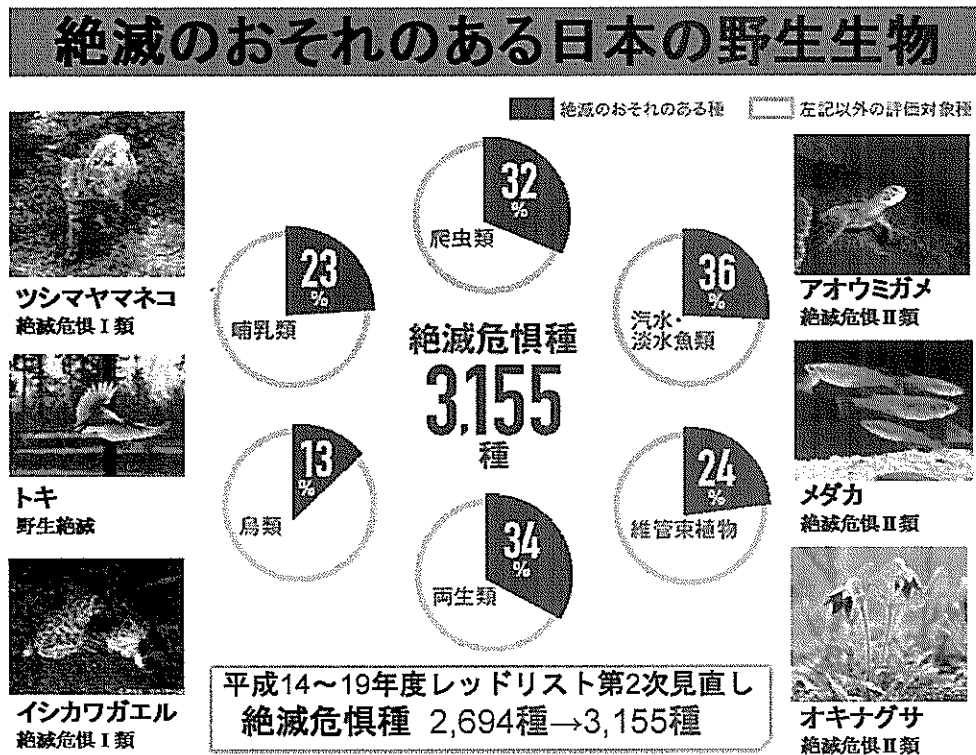
③保護増殖事業の実施(48種)等

により希少種の絶滅防止に向けた取組を実施。

○ レッドリスト(絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト)を作成しており、概ね5年ごとに見直しを実施(現在、我が国において絶滅のおそれのある種：3,155種)。平成20年度から平成24年度にかけて、第3次見直し作業を実施中。

○ トキについては、平成20年9月25日に第1回目の放鳥を実施、昨年度までに4回、計60羽を佐渡市において放鳥した。平成23年度も継続して放鳥を実施予定。

昨年の繁殖期(3~6月)には、野生下で31年ぶりとなる産卵を確認。今年の繁殖期には35年ぶりとなるヒナ誕生が期待されている。



(イ) 鳥獣の保護管理、狩猟の適正化

- 鳥獣保護法に基づき、ア) 国指定鳥獣保護区 (77カ所) 及び都道府県指定鳥獣保護区 (3,795カ所) の指定、イ) 著しく増加し農林水産業被害を与えている鳥獣、あるいは生息数が著しく減少している鳥獣の保護管理のための「特定鳥獣保護管理計画」策定、ウ) 狩猟免許制度等による鳥獣の保護及び狩猟の適正化を推進。
- 農林水産業への被害防止の施策推進を目的とした鳥獣被害防止特措法が平成20年2月に施行され、鳥獣保護法に基づく施策との整合を図りつつ、農水省と連携し、人と鳥獣との軋轢の回避に努めている。

(ウ) 外来種対策

- 外来種とは、もともといなかった国や地域に、人間の活動によって持ち込まれた生きものであり、もともと日本にいた生きもの(在来種)に様々な影響(生態系、農林水産業、人の生命・身体への影響等)有り。
このため、外来生物法に基づき、以下の措置を行っている。
 - ① 特定外来生物の指定
(アライグマ、オオクチバス(ブラックバス)など97種類を指定)
 - ② 飼養、輸入、野外への放出、譲渡し等の規制
 - ③ 防除
(国は、奄美大島及び沖縄島北部において希少種を捕食しているジャワマングース等の防除を地元の自治体等と連携しながら実施。地方公共団体等が行う防除に関し、主務大臣が防除の確認・認定を行い、各地域における防除活動が進められるよう措置。)

(エ) 遺伝子組換え生物等の使用による影響の防止

- 現在、バイオテクノロジーの利用が進んでおり、種々の遺伝子組換え生物が使用されている。
- その一方で、遺伝子組換え生物が生物多様性に悪影響を及ぼす可能性が懸念されており、平成15年に、遺伝子組換え生物の輸出入に関する国際的な枠組みを定めた生物多様性条約カルタヘナ議定書が発効。
- これを受けて、我が国では、当該議定書の国内担保法として、平成16年に、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」を制定、施行(財務省・文科省・厚生省・農水省・経産省・環境省共管)。
カルタヘナ法では、遺伝子組換え生物等の使用等についての承認制度

等を設け、遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への影響の防止を図っている。

平成 23 年 3 月までに 172 件の第一種使用規程を承認（害虫に強いトウモロコシ、除草剤に耐性のあるナタネなど）。

- 愛知県名古屋市にて平成 22 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議に合わせて、カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（COP/MOP 5）が開催（議長は農水大臣）され、責任と救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書※が採択された。

※遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性に損害が生じた場合の責任と救済に関して、締約国がとるべき措置を規定。

4. 森・里・川・海をつなぐ確保する取組

（1）生態系ネットワークの形成に関する取組

- これまでに全国レベルの生態系ネットワークの形成について検討（平成 20 年度）しており、今後も生態系ネットワーク形成の計画手法や実現手法の検討を深め、様々な空間レベルにおける構想・計画策定や、効果的な事業実施を進めていく。

（2）自然再生の推進

- 自然再生推進法に基づき、NPOを始めとする地域の多様な主体の参画と創意により、過去に損なわれた生態系を取り戻す、自然再生を総合的に推進。
- 同法に基づき、平成 23 年 3 月現在、全国 22 か所において自然再生協議会が設置されているところ。
- 環境省は、共管する農林水産省及び国土交通省と連携して自然再生推進会議の運営を行うとともに、地域のNPO等からの相談に応じる体制の整備を実施。
- 釧路湿原や石西礁湖（サンゴ礁）等の失われた自然を積極的に再生する自然再生事業を、関係各省、地方自治体、専門家、NPO、地域住民等と連携して推進しているところ。

(3) 海洋生物多様性の保全

- 平成19年4月に成立した海洋基本法において、海洋環境の保全や海洋調査の推進を規定。これを受けて海洋生物多様性情報を収集整理するとともに、海洋保護区の定義等、海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本的な考え方と施策の方向性を示した海洋生物多様性保全戦略を平成23年3月に策定。今後は生物多様性の保全上重要な海域の抽出等を行う予定。
- 国内におけるサンゴ礁を守る取組を効果的に推進するため、「サンゴ礁生態系保全行動計画」を平成22年4月に策定。今後、行動計画の実施状況を点検していく。

(4) 自然公園等の制度について

(ア) 自然環境保全地域

- 自然環境保全法、条例に基づき、人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域を、「原生自然環境保全地域」、「自然環境保全地域」、「都道府県自然環境保全地域」として指定し、地域内における行為制限等により優れた自然環境を保全。
- 平成21年6月には自然環境保全法を改正（平成22年4月施行）し、法の目的に生物多様性保全を加えるとともに、海域特別地区制度と生態系維持回復事業を創設。

自然環境保全地域等指定状況一覧

種別	地域数	面積(ha)
原生自然環境保全地域	5	5,631
自然環境保全地域	10	21,593
都道府県自然環境保全地域	541	77,342
合計	556	104,566

(イ) 自然公園等

①自然公園

- 我が国を代表する優れた自然の風景地等については、自然公園法に基づき、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に指定されており、公園区域内における行為制限等により、優れた自然の風景地の保護と利用を推進。

自然公園指定状況一覧

種 別	公園数	面積 (ha)
国立公園	29	2,087,504
国定公園	56	1,362,065
都道府県立自然公園	313	1,970,780
合 計	398	5,420,349 [※]

平成 23 年 4 月 1 日現在

※国土の約 14%

- 平成 21 年 6 月には自然公園法を改正（平成 22 年 4 月施行）し、法の目的に生物多様性の確保に寄与することを加えるとともに、海域公園地区制度と生態系維持回復事業を創設。
- 平成 19 年度より、国立・国定公園を生物多様性等の観点も踏まえ再評価し、指定の見直しを行う総点検事業を推進。新規指定・大規模拡張を行う候補地（18 地域）を公表しており、これらの指定等の推進が必要。

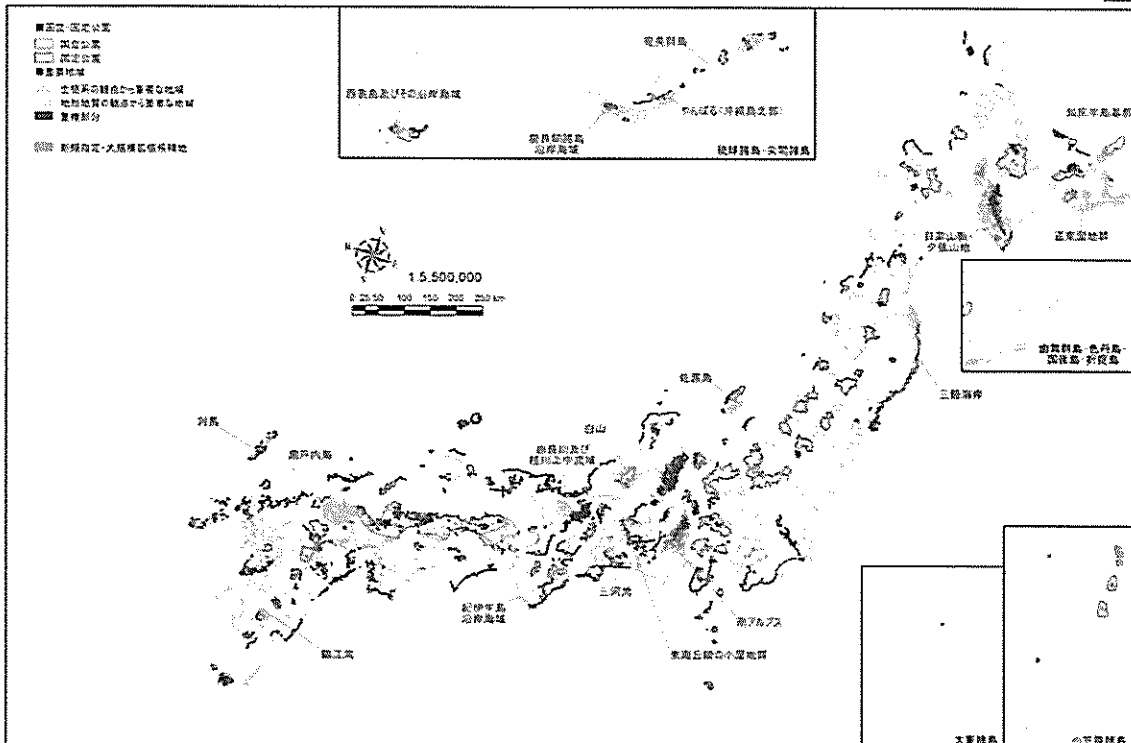
②国立公園の管理体制

- 平成 17 年 10 月に地方支分部局として発足した 7 か所の地方環境事務所に、253 人の自然保護官（レンジャー）を配置し、全国 29 の国立公園等を現地において管理。
- 平成 17 年から新たにアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を 85 名配置し、現地管理体制を一層拡充。

(注) 全国 7 か所の地方環境事務所を中心として、自然環境事務所（8 か所）及び自然保護官事務所等（80 か所）を配置。自然保護官事務所は、国立公園等を管理するため、現地の最前線に置かれている。

生態系・地形地質の観点から重要な地域の分布と新規指定・大規模拡張候補地【全国】

別紙6



・候補地もはなからあり
・現在してある候補地の範囲は概念的なものであり、具体的な公園区域と一致するものではない。

③自然公園等事業

○ 「自然と共生する社会」の実現のため、国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応した安全で快適な公園利用施設の整備を行う事業。（平成23年度予算案10,012百万円）。

○ 国立公園の整備については、保護及び利用上重要な公園事業について国の直轄事業として実施（直轄事業に対する地方負担金なし）、国定公園等の整備については、自然環境整備交付金（総事業費の45%）を交付することにより、地方公共団体の施設整備を支援。

なお、都道府県が実施する長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園区域外）については、平成23年度から新たに創設された地域自主戦略交付金により支援。

5. 地球規模の視野を持って行動する取組

(1) 生物多様性に関する国際的取組

(ア) 生物多様性条約

①生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の日本開催

- 昨年（2010年）10月18日～29日に、愛知県名古屋市で開催。締約国180か国（欧州連合を含む）、国際機関、オブザーバー等、13,000人以上が参加した。
- 直前の10月11日～15日に同じ会場で、カルタヘナ議定書*第5回締約国会議（MOP5）を開催。

*バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書

生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物が生物多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置を規定。

- COP10では、特に遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と、2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択されたほか、資金動員戦略に関する決定、SATOYAMA イニシアティブ*を含む生物多様性の持続可能な利用、バイオ燃料、農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の早期設立と国連生物多様性の10年の決議を国連総会に対し奨励する勧告の決定、2011-2012年条約事務局運営予算の決定等が行われた。

*SATOYAMA イニシアティブ

自然共生社会の実現に向けて、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組。

- SATOYAMA イニシアティブを世界的に推進していくため、多様な主体が参画する「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」が51の団体の参加を得てCOP10において発足。平成23年3月10-11日に第1回定例会合（総会及び公開フォーラム）が名古屋で開催され、新たに23団体が加盟し、IPSIメンバーは74団体となった。第2回定例会合は平成24年2～3月にケニアで開催する予定で調整中。

- 我が国は議長国として、愛知目標の途上国での実施を支援するための生物多様性日本基金（平成 22 年度：10 億円）の設置、さらに ABS に関する途上国の能力構築を支援するための新たな資金（10 億円）の拠出を表明し、それぞれ生物多様性条約事務局と地球環境ファシリティ（GEF）とともに密接に連携しながら実施する予定。
- 次回 COP11（2012 年 10 月インドでの開催を予定）まで日本は議長国を務めることになる。
- 昨年 12 月 20 日には、愛知目標の達成を国連システム全体で取り組んでいくために 2011 年からの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」とする決議が第 65 回国連総会で採択された。
- COP10 に関する関係副大臣等会議（第 9 回）が昨年 12 月 21 日に開催され、「COP10 及び MOP5 の決定事項の実施等に関する関係省庁連絡会議」を副大臣等会議の下に設置することを決定。

本連絡会議では、①ABS 名古屋議定書、②名古屋クアラルンプール補足議定書、③食料及び農業のための植物遺伝資源条約（ITPGR）の各々について締結に向けた国内調整を行う。このうち「名古屋議定書」については、早期署名のための作業を進めるとともに、締結に向けて、国会承認を得るために、どのような国内措置が必要になるのか検討を進めている。

②IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）

- 昨年 6 月、釜山（韓国）で開催された国連環境計画（UNEP）主催の政府間会合において、生物多様性版 IPCC ともいわれる IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）設立の必要性が基本合意。
- COP10 での IPBES 関連決定の採択を経て、昨年 12 月 20 日、国連総会において、UNEP に対し IPBES 第 1 回総会の開催を要請する決議を採択。本年 2 月の UNEP 管理理事会において、本年中（10 月予定）に第 1 回の総会を開催することを決定。
- 我が国は、従前より、日独環境大臣連名で各国宛に IPBES の早期設立にむけたメッセージを発するなど、IPBES 設立を積極的に支持してきており、今後、特にアジア太平洋地域における IPBES の活動推進に向けて取り組んでいく考え。

(イ) 南極地域の環境保護

- 国際的に高い価値が認められている南極地域においては、南極条約及び環境の保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」と言う。）に基づく国際的な管理体制の下で、観測や観光等が行われている。
- 環境省では、議定書の国内担保法である南極地域の環境の保護に関する法律に基づき、南極地域における各種活動が及ぼす環境影響評価や、それらに対する確認制度の運用を進めている。また、毎年開催される南極条約協議国会議において採択される各種規定についても、着実に国内担保している。

(ウ) 森林減少・砂漠化問題・サンゴ礁劣化への対応

①森林減少

- 国連森林フォーラム（UNFF）等の場において、森林の保全と持続可能な管理の推進に向けた議論が行われている。特に森林の減少・劣化を引き起こす違法伐採対策については、1998年のバーミンガムサミット以降、累次のG8サミットにおいて同対策を推進することが成果文書に盛り込まれている。また、世界的な森林保全活動において、公的資金のみではなく民間資金の導入を促進することが課題の一つとなっている。
- 環境省では、グリーン購入法により、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の調達を推進する措置を平成18年4月から実施。現在、同政府調達方針を民間調達へ広めるため、一般国民等に対し、森林減少、違法伐採問題、木材調達のグリーン化に関する普及啓発を実施。また、NGOと連携した企業のCSR等による森林保全活動を推進しているところ。

②砂漠化問題

- 砂漠化対処条約（UNCCD）は、砂漠化に対処し干ばつの影響を緩和することを目的に1996年に発効した。UNCCDにおいては、影響を受けている締約国には砂漠化対処のための行動計画の作成が、先進締約国にはその支援を行うことが求められている。我が国は1998年に条約を受諾し、米国に次ぐ規模の拠出国として支援を行っている。
- 環境省としても、アフリカにおける伝統的知識を活用した砂漠化対

策技術の普及方策の検討などを行っているところ。

③サンゴ礁劣化

- サンゴ礁等の生態系保全のための国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）に設立当初より積極的に参加。東～東南アジア地域において、我が国が主導し関係国等の連携の下で継続的に地域会合を開催し、平成 22 年 6 月には「東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略 2010」を策定。

（エ）世界自然遺産の新規登録

- 現在、我が国では、白神山地（平成 5 年）、屋久島（平成 5 年）、知床（平成 17 年）の3 地域が世界自然遺産として登録。
- 平成 15 年に「知床」とともに候補地として選定された「小笠原諸島」、「琉球諸島」については、外来種対策や保護担保措置の充実など、推薦・登録に向けた条件整備を進めてきたところ。
- 平成 22 年に推薦した「小笠原諸島」については、平成 23 年 6 月の世界遺産委員会において登録の可否が審議される予定。
登録実現のために、外来種対策等の保全対策を推進する。

6. その他の取組

（1）国民公園等

- 皇居外苑、京都御苑、新宿御苑は、戦前までは旧皇室苑地だったが、昭和 24 年より国民公園として、広く国民に開放され、利用されている。
- 千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、昭和 34 年に竣工され、公園の性格を有する墓苑として一般開放されている。

（2）飼養動物の愛護及び管理について

（ア）動物愛護管理法

- 「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」に基づき、飼養動物（家庭動物、展示動物、実験動物及び産業動物）の愛護管理に係る施策を実施。

- 平成 17 年 6 月に議員提案により改正され、
 - ①動物愛護管理施策を総合的に推進するための計画制度の創設
 - ②動物取扱業の適正化（登録制の導入等）
 - ③個体識別措置の推進
 - ④特定動物（危険動物）の飼養規制の全国一律化等に係る措置を導入。
- 改正法に基づき、犬及び猫の引取り数の半減（42 万頭→21 万頭）、個体識別措置の実施率の倍増（25%→50%）等の目標を掲げる「動物愛護管理基本指針」を平成 18 年 10 月に策定。
- 平成 23 年度に見直しを予定していた動物愛護管理法は、関係議員等から速やかな検討を要望されたことや、ペットの火葬埋葬業の規制など新たな課題もあることから、昨年 8 月より中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会にて、見直しの検討中。

（イ） ペットフード安全法

- 平成 19 年 3 月に中国産原料を使用したペットフードによる米国での犬や猫の死亡事件が発生したこと等を踏まえ、ペットフードの製造等を規制する「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（農水省と共管）が平成 20 年 6 月に成立。平成 21 年 6 月施行。これにより、犬及び猫のペットフードの ア) 成分規格、イ) 製造方法の基準、ウ) 表示の基準等の基準・規格も策定され、平成 23 年度中を目途に新たに成分規格を追加する予定。

（3） 温泉の保護、災害防止及び適正利用について

- 温泉法は、温泉を保護しその利用の適正を図るため、温泉をゆう出させる目的の土地の掘削等を行う場合、温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならない旨規定。
- 平成 19 年に温泉法を 2 度にわたり改正（平成 19 年法律第 31 号、第 121 号）し、温泉に関する多様な情報の提供を求める利用者のニーズに応えるため、温泉成分の定期的な分析・公表の義務付け、及び温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を図るため、温泉の掘削及び採取時の安全対策の義務付け等を措置。

- 温泉資源の枯渇のおそれが増大しているとの指摘や温泉利用の多様化等を踏まえ、温泉の保護及びその安全で適正な利用を一層推進するため、各種の調査、検討を実施しているところ。

